

## ○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会条例

平成27年4月27日

条例第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づく組合の議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(平成27年の伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の回数の特例)
- 2 本則の規定にかかわらず、平成27年の伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の回数は、1回とする。